

# 長寿医療制度・国民健康保険の保険料（税）の 年金からのお支払いのお知らせです

## 《長寿医療制度》

- 1人当たり定額の保険料が7割軽減されていた方で、8月まで年金からお支払い頂いた方は、10月以降、年金からのお支払いはありません。納付書等によりお支払い頂いている方の保険料も、同程度軽減されます。
- 保険料は、お支払いの手間をおかけしないよう、原則として年金からお支払い頂くこととしています。  
次の方は、10月から、年金からのお支払いに替わります。

### ① 被用者保険の被保険者であった方

（納付書等によるお支払いから、年金からのお支払いに替わります。）

### ② 被用者保険の被扶養者であった方

（初めて保険料をご負担いただくため、4月から9月までは保険料の負担がありませんでした。10月から、本来の保険料額の9割は軽減され、1割のご負担となります。）

### ③ 次の地域にお住まいの方

（納付書等によるお支払いから、年金からのお支払いに替わります。）

<東京都>：中央区、港区、品川区、新宿区、杉並区、渋谷区、北区、荒川区、葛飾区、江戸川区、台東区、目黒区、板橋区、大田区、青ヶ島村、利島村、小笠原村 <北海道>：苫小牧市、標津町、天塩町 <愛知県>：東浦町  
<埼玉県>：さいたま市、狭山市、所沢市、新座市、川越市、入間市、富士見市 <神奈川県>：横浜市

## 《国民健康保険》

10月から、多くの市区町村で、被保険者の方（世帯主を含む）が65～74歳の方だけの世帯では、原則、世帯主の方の年金からのお支払いに替わります。

（市区町村の準備の状況によって、すでに実施済みの地域と、今後実施される地域があります。）

※ ただし、次のいずれかに該当する方は、年金からのお支払いではなく、納付書等でお支払い頂くこととなります。

- ① 年金額が年額18万円（月額1万5千円）未満の方
- ② 介護保険の保険料と長寿医療制度の保険料又は国民健康保険の保険料（税）の合計額が年金額の1/2を超える方

**年金からの保険料のお支払いは、多くの場合、口座振替へ切り替えることができます。**

- まだ手続きがお済みでない方は、10月上旬までに市区町村で手続きいただければ、12月のお支払いから、口座振替にできます。
- 世帯主又は配偶者名義の口座からの振替にすることにより、世帯としての所得税・住民税の負担が軽減される場合があります。

くわしくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。